

加盟団体

連合愛媛 四国労金
全労済 愛媛労住協
県生協連 勤労会館

第391号

- 2010・3・15 -

えひめ ワークライフ

発行所

社団法人
愛媛県労働者福祉協議会

松山市宮田町125
☎790-0066 愛媛労福協会館
電話 089(946)2296

ホームページアドレス
<http://ehime.rofuku.net/>
メールアドレス
e-rofuku@leo.e-catv.ne.jp



「梅津寺 梅園」

すばる
昂

モチベーション
アップについて

昨年37%、今年32%ピュ
アフル松山のプライダル

成約率である。この成約率アップについてプライダルの業界でもモチベーションという言葉がよく使われます。モチベーションという言葉は辞書で引くと、人が何かやりがいを感じ頑張る源となる「動機づけ」の意味とあります。

憧れてプランナーになり、初めて自分が担当したウェディングで新郎新婦の笑顔を見たとき、初めて成約をしていただけるとき、初めて「ありがとう」といってもらえたときの事など、日々の仕事に追われる中で忘れてしまっているものがあるようです。

また経験を積むことにより、失敗をしないようになっていきます。このような状態になっていくと「頑張る為の動機」は優性順位を下げモチベーションアップも困難になっていく傾向があります。

日々の業務のなかで成約件数を上げること、ミスやクレームをださないことが中心になってくると本来の目的を見失ってしまいます。

成約件数を上げることは本来、新規段階での顧客満足の指標でしかなく、新規の接客で対応したお客様が最大限満足することで成約を得ることになります。本来の目的はどれだけお客様の満足を実現できる接客ができるかということと考えます。

【勤労会館支配人 原賢二】

ジョブえひめ 就労支援センターを併設

くらしの
相談センター
NEWS

～労働・生活相談とともに、就業相談への対応を開始～

愛媛県労働者福祉協議会では、昨年 10 月 5 日から勤労者のくらしに関わる相談活動をスタートさせ、労働・金融問題を中心に地域勤労者の生活全般にかかる“悩み”やその解決に向けたお手伝いをしてきました。

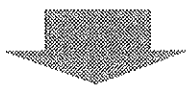
しかしながら、現状の経済不況を背景にして就労継続が難しい状況、また失業が長期化するなど、生活の基盤となる「働くこと」自体が危うい状況にさらされている相談者が多くなっています。「働くこと」は、“個々人が生活の糧を得る手段”であると同時に、社会全体が活力あるものとして発展していくために必要不可欠なことです。

このたび愛媛県労福協では、これまでの労働・生活相談とともに就労相談支援を包括的にワンストップで行えるよう、新たに「就労支援センター」を併設し対応に当たることにしました。

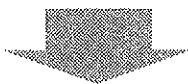
下記の対応により、①相談者がこれまで不明であった行うべき事項を認識し完結できる場所とすること、②求職者の心が少しでも平穏となるような支援を行えるよう、運営してまいります。

《相談者への対応 フローチャート》

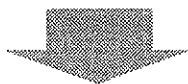
①相談者の当面の「心配事や不安に思っていること」をお聞きする。



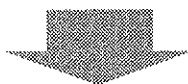
②相談内容に応じた適切なカウンセリング、悩みに応じて問題解決の手伝いや、相談・関係機関の紹介を行う。また、「応募書類等の作成方法のポイント」「面接時の注意事項」などを説明し、就職準備へのアドバイスを行う。



③求職活動の障害となる心配事が解決された後、相談者が望む職業・職種へ就職する手段を共に考え、「求人情報及び必要スキルの取得方法」を提案する。



④求職期間中の支援を継続的に行う。(失業者は孤独であり、話を聞いてもらえるところを求めている。) 些細なことでも聞ける・話せる居場所を提供していく。



⑤就職活動の延長上に、当センター固有の求人情報が該当すれば、「同行もしくは紹介状を発行」し、事業所を紹介する。

ジョブえひめ 就労支援センター (無料職業紹介事業所)

〒790-0066 松山市宮田町 125 愛媛労福協会館 2 F

TEL: 089-915-2401 FAX: 089-947-5616

協福協

連帯・協同で安心・共生の

福祉社会をつくろう！

西部労福協第40回定期総会開催報告

中国と四国の9県で構成する労働者福祉西部協議会（西部労福協）の第40回定期総会が、2月18日（木）島根県出雲市で開催されました。

主催者を代表して西部労福協の小川会長が挨拶をし、続いて中央労福協の笹森会長と、県知事の代理として島根県商工労働部部長の小林氏、出雲市市長の長岡氏から来賓挨拶がありました。議事は杉林事務局長が2009年度の活動報告・会計報告と、2010年



度活動方針・予算案を提案し、いずれも満場一致で承認されました。

また、本年は2年に1度の役員改選期にあたり、拡大幹事会での協議により、2010年～2011年度の幹事県を香川県から鳥取県へ移行し、西部労福協会長に鳥取県労福協の安田邦夫理事長が、西部労福協事務局局長に鳥取県労福協の小泉俊一専務理事がそれぞれ選出され、満場一致で承認されました。

2010年度の運動のスローガンには「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくろう!!」が採択されました。

また、総会後は、「労働者福祉協議会の理念と歴史」設立60周年に想う」と題し中央労福協笹森清会長から記念講演がありました。

講演では、連合結成までの戦後労働運動の歴史や時代背景を振り返りながら労福協や労金・労済の創業の初心がどこにあるのか、再確認する必要があると指摘しました。

「相談」強化週間第2段（金融）を設定！

・あなたの悩み、愛媛くらしの相談センターで解決を！

愛媛県労働者福祉協議会が設置する「愛媛くらしの相談センター」では、相談者から寄せられる様々な「悩み」を共有し、その解決に向けてアドバイスや情報提供を行っています。

3月15日～3月19日の5日間は、「金融相談」強化週間として対外的な告知を行い、四国労金からのご協力もいただきながら「お金にまつわる相談」に集中的に対応していきます。

今回の集中相談期間の設定は、2月の「労働相談」に続き2度目となります。センターでは、日常的に労働・金融・生活問題など「くらし」にかかる様々な相談に対応していますが、定期的にテーマ別の強化期間を設けることで相談者の掘り起こしとセンターPRに努めていきたいと考えています。

皆様方におかれましてもセンター活動の周知・また相談活動へご協力をよろしくお願い致します。

愛媛くらしの相談センター

相談受付は月～金曜：午前9時～午後5時（水曜日は午後7時まで）

相談無料。

TEL 089 (915) 2400
FAX 089 (947) 5616
松山市宮田町125 愛媛労福協会館内

また、労働運動についても、連合結成20年を経過し、事務局体制が古賀会長・南雲事務局長の第6期となり、連合結成以降の新たな世代の労働運動がスタートしていると説明。もはや右と左というイデオロギーの分類の時代が終焉を迎える中で、労働4団体時代の意識を捨て、社会運動の担い手としての役割を發揮していかなければ労働運動の再生・活性化の道はないとし、「全ての働く人の拠り所となる存在になる」と訴えて、講演を締めくくりました。

桜味く定期預金

春のうれしい**上乘せ金利**で、いいコト咲きどり。

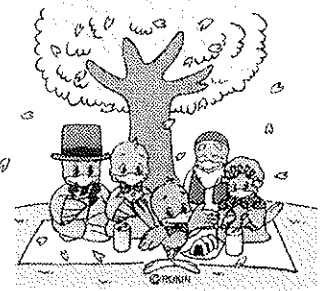
預入時の店頭表示金利に対して

プラス **年 0.41%** (税引前)

店頭表示金利は、原則として1週間毎に利率の見直しを行います。店頭・ホームページ等にてご確認ください。

取扱期間：2010年4月1日(木)～2010年5月31日(月)

- 【ご利用条件】100万円以上の新規お預け入れに限ります。
- 【預入期間】1年もの・3年もの・5年もの
- 【対象預金】スーパー定期・スーパー定期300
自由金利型定期預金(複利商品ではありません。)
- *対象となる定期預金につきましては、窓口にて説明書をご用意しております。
- 【中途解約】当金庫所定の中途解約利率が適用されます。
- 【満期後の取扱】自動継続の場合、満期後は店頭表示金利となります。
- 【税金】お利息には、20%の税金がかかります。



給与振込キャンペーン!

2010年3月1日(月)～2010年9月30日(木)

四国ろうきんに**給与振込**を指定すると・・・

ATMの引出し手数料が全額戻ってくる! ATMの引出し手数料が実質0円!

クオカード500円分もれなくプレゼント! *窓口または、労金担当者にお申し出いただいた方に限りです。



四国ろうきんに給与振込(10万円以上)をご指定いただいた方には、「ろうきんインターネットバンキング」を利用した際の月1回初回分のお振込手数料をキャッシュバック!!

ご自宅・お勤め先から、いつでもどこでも使える「ろうきんインターネットバンキング」

■「ろうきんインターネットバンキング」の特徴

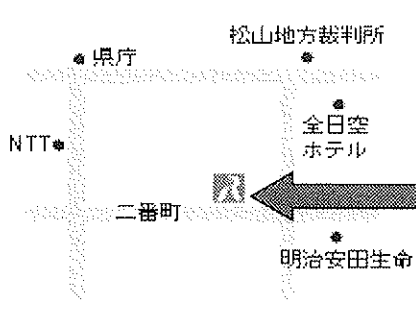
いつでも	休日も含め24時間ご利用できる。(メンテナンス等によりサービスできない日・時間帯があります。)
どこでも	インターネットに接続されているパソコンや携帯電話から、どこでもご利用できる。
急なときでも	急な出費でも、所定の時間までにご依頼いただければ、当日中に振替・振込処理ができる。
安全に	最新のセキュリティシステムを採用。ご利用時はパスワードなどを使用し、安全な取引を実現。
モバイル充実	iモード・EZweb・Yahoo!ケータイに対応する携帯電話なら、いつでもどこでもご利用できる。(一部機種を除く)

■「ろうきんインターネットバンキング」利用時のお振込手数料(消費税を含む)

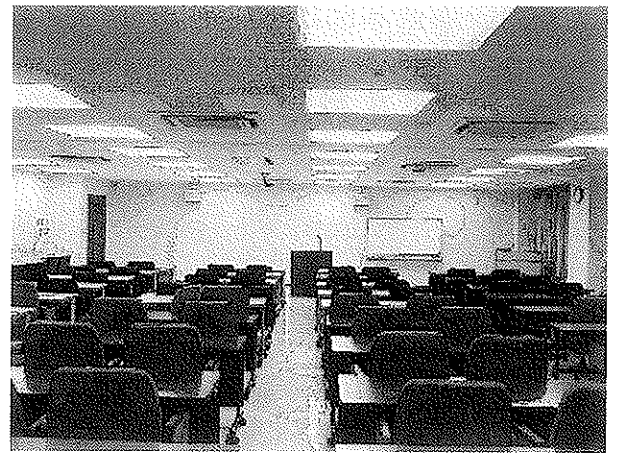
取引種類		3万円未満	3万円以上
振替	ろうきんの同一店内	無料	無料
	ろうきんの本支店宛	105円	
振込	ろうきん以外の金融機関宛	210円	262円
	照会(残高・入出金明細)	無料	無料

※「ろうきんインターネットバンキング」については、窓口にて説明書をご用意しております。

株式会社四国労金サービス



- R-2 番町ビル
- 1 F ろうきん 愛媛支店
 - 4 F ロンター
 - 7 F 四国労金 サービス



R-2番町ビル会議室ご利用のご案内

R-2番町ビル（5階）に貸会議室が2室ありますので、ご利用をお願い致します。

会議室名	面積 (㎡)	料金 (1時間)		収容人員
		会員	非会員	
第1会議室	106.2	2,625円	3,675円	24名 (予備6名)
第2会議室	92.8	2,625円	3,675円	32名
第1・2会議室	199.0	5,250円	7,350円	70名 (予備10名)

お問い合わせ・お申込は下記までご連絡ください。

(株) 四国労金サービス 松山市二番町4丁目5番地2 R-2番町ビル7F
 TEL 089-931-1181 FAX 089-948-1225

協福協 消費者被害やクレジットカード被害の未然防止を！

四国中央地区労福協 「賢い消費者セミナー」開催 報告



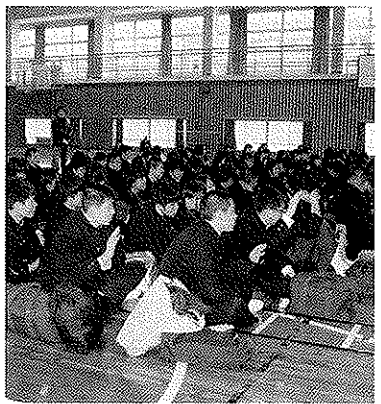
井上会長あいさつ

2月4日(木) 18時より四国中央地区労福協と四国労金三島支店推進委員会主催の「賢い消費者セミナー」が川之江高校において開催されました。

労福協からは井上会長、星川副会長、藤井事務局長が参加し、開会挨拶および司会進行を担当しました。

定時制の生徒全員55名と先生5名を前に労金渡部次長が講師となり、ユーモアを交えた爽やかな口調で講義を行いました。既に働いている生徒さんなので消費者金融やクレジット利用により多重債務に陥らないための心構えを分かりやすく説明しました。

続いて2月16日(火) 15時40分より土居高校の7時限目の授業として同セ



熱心に聞く生徒さん達

ミナーを開催しました。

労福協からは井上会長、労金推進委員会からは合田推進委員長が駆けつけ、セミナーを取り仕切っていただきました。

今回は2年生の生徒120名と先生9名が参加し、高校生セミナーは久しぶりと言う労金森支店長代理が担当しました。自分の子供に問いかけるような話し方に次第に生徒の緊張がほぐれ、ローンやクレジットの仕組みや金利の計算方法も理解できたようでした。

両校とも最後に生徒の代表者からお礼の言葉をいただき、先生の間からも好評を得ていることから今後も引き続きセミナーを開催していきたいと思えます。

全労済愛媛県本部からのお知らせ



2010年4月から、共済契約にも「保険法」が適用されます！ (保険法施行に伴うご契約内容の主な変更点のご案内)

「保険契約者等の利益の保護」を主な目的とした「保険法」が新たに制定され、2010年4月から施行されます。保険法の施行に伴い、全労済では、この保険法の趣旨を取り込んだ規約の改定を実施いたします。

1. 保険法施行に伴う取り扱い変更の概要

(1) 共済金等の支払期限 - 共済金等のお支払い期限が明確になります -

共済金の支払時期に関する規定等が新設されました。全労済では、規定新設に伴い確認等が必要な場合のお支払い時期を具体的に定めます。

●標準的なお支払い期限

共済商品名	お支払い期限
こくみん共済、団体生命共済、新総合医療共済、新せいめい共済、いきいき応援、交通災害共済	10 営業日
自然災害保障付火災共済、社会貢献付エコ住宅専用火災共済、自賠責共済、マイカー共済、慶弔共済、団体ねんきん共済、ねんきん共済	30 日

●必要な調査を行う場合のお支払い期限

必要な調査の内容	お支払い期限
共済金等のお支払いに必要な調査を行うとき	30 日
特別な調査を行う主な例	
弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき	180 日
警察・消防等の公の機関による調査等について照会が必要なとき	180 日
医療機関等の専門機関による診断・鑑定等について照会が必要なとき	90 日
災害救助法の適用された被災地域において調査が必要なとき	60 日

※ お支払い期限の起算日は、必要な請求書類がすべて全労済に到着した日の翌日です。

(2) 重複契約 - 他の契約がある場合の支払方式について -

同一の目的物に同一の損害を填補する複数の損害保険（共済）契約が締結された重複保険（共済）契約については、各保険会社（共済者）は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約にもとづく保険金の全額を限度として支払う義務を負う旨が保険法に規定されました。この支払方式を独立責任額全額方式といいます。ただし、損害額を超過して複数の損害保険会社（共済者）から保険金を受け取ることはできません。

この規定は「任意規定」であり、保険会社でどの支払方式を採用するかを選択できるため、全労済では、自然災害保障付火災共済、社会貢献付エコ住宅専用火災共済についてはこれまでどおり、他の損害保険（共済）契約が締結されている場合には、共済金を按分支払いする方式（独立責任額按分方式）を継続します。なお、支払方式が異なっても、支払われる共済金（保険金）の総額は同じです。また、マイカー共済については、独立責任額全額方式を採用します。

(3) 消滅時効 - 共済金請求権の消滅時効の期間が3年になります -

共済金・返戻金などを請求する権利を行使しない状態が一定期間継続すると、その権利は消滅します。これまでは、共済金受取人が共済金などを請求する権利は、2年で時効により消滅していましたが、保険法が制定されたことで、消滅までの期間が3年となりました。

(4) その他、契約者の保護（先取特権、介入権制度）、共済制度の健全性の維持（重大事由による解除）の観点にもとづいて規定の整備をします。

2. すでに発効済みの共済契約に関する経過措置

保険法は、原則として施行日（2010年4月1日）以降に発効した契約に適用されるため、2010年3月末以前に加入される契約については、更新後、保険法が適用されます。ただし、保険法施行前にご加入いただいたご契約にも保険法の一部の条文（共済金などの支払い時期、重大事由による解除など）が適用されます。

※ ここに掲載している内容は、保険法施行に伴う契約内容の主な変更点の概略を記載しています。詳しくは、全労済愛媛県本部（Tel 089-923-6031）までお問い合わせください。



くらしの講座／後期開催

2月10日(水)

八幡浜市総合福祉文化センター

『もしも、家族が認知症になったら』

『予防と理解』

講師 山下 千鶴氏 宇和島徳州会病院 病棟師長

高齢化が急速にすすむこの時代、他人事ではなく家族の中の誰かが認知症になる可能性も高くなっています。最初の兆候はなかなか気付きにくく、また重くなると家族も対処に困ることもできます。そこで、認知症という病気の症状をよく知る事(理解)、また認知症にならないためにどうしたらよいか(予防)などのことを、分かりやすくお話していただきました。

参加していただいた方の、アンケートを抜粋してご紹介します。

● 姉が軽度の認知症になっており、その扱い接し方がよく分かり、やさしくなれると思います。(60才代)

● 自分の身近に認知症の人がいないので、何の知識もなかったけど、講座を聞いて、認知症の事を少しでも知る事が出来てよかった。(30歳代)

● 身内に寝たきりの人がいます。主人も高齢です。講習を受けた事で何も全く知らない事を防ぐ事が出来そうです。体験話、鳥肌が立ちました。認知症とは恐怖です。普段から物忘れを痴呆と簡単に言っていた自分がはずかしいです。有難うございました。(40才代)

● 「認知症」って言葉は聞いた事があり、知ってるつもりだったけど、細かい事を勉強できて良かった。私はまだ子育て中で実感がまだわかないけど、将来に役立てたいと思いました。(30才代)

将来に役立てたいと思いました。(30才代)



26名の参加がありました。

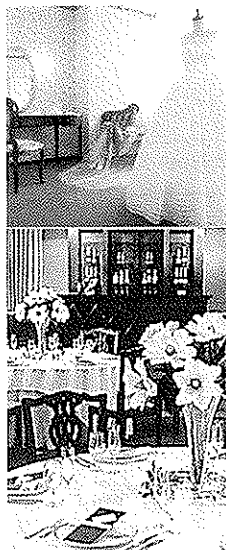
英国の邸宅をイメージした「ケンジントン」、南欧風レンガ作りの「エグレッタ」、そして新バンケット「ブレイクス」は、爽やかに気品あふれるイメージ。ピュアフルはおふたりの希望のパーティを演出いたします。

ブライダルフェア

Pureful Matsuyama Wedding 2010

気品あふれる新バンケット、お洒落なドレスブティック、スタイリッシュな新ロビーも華やかに堂々オープン!

The Kensington



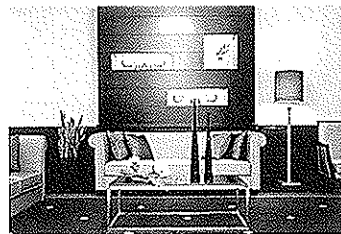
ブライダルフェアのご案内

4月11日(日)

10:00~19:00

チャペルとパーティ会場をフルセッティングでご覧いただけます。最新ウェディングドレス試着、テーブルコーディネート、デザート試食などごゆっくりお楽しみください。

※毎月随時開催しています。お気軽にお問合せください。



ウェディングホール ピュアフル松山 勤労会館

松山市宮田町132

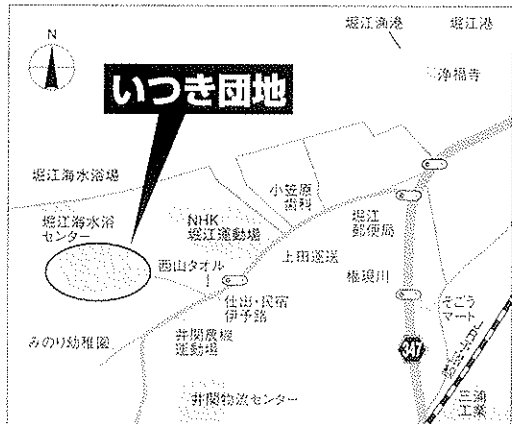
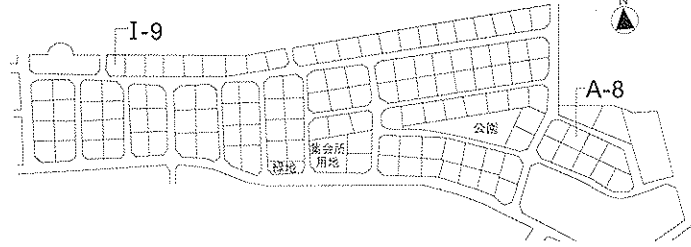
お問合せ・ご予約は

TEL 089-945-6012

労住協宅地分譲のご案内

いつき団地 2区画

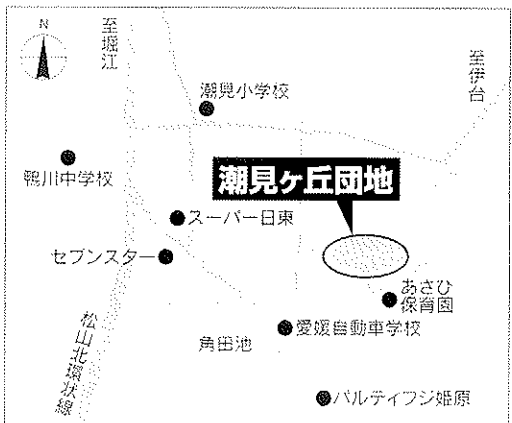
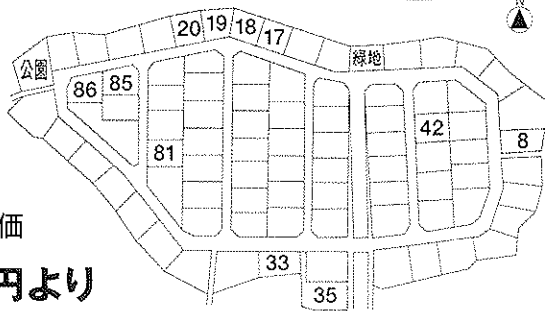
■3.3㎡(1坪)単価 **21万円より**



物件概要 ●所在地/松山市堀江町甲766番9ほか ●地目/宅地 ●用途地域/第1種住居地域 ●土地面積/191.19㎡~207.61㎡
 ●販売価格/1,214万円~1,318万円 ●建ぺい率/60% ●容積率/200% ●総区画数/127区画 ●販売区画/2区画 ●交通/伊予鉄バス停「花見橋」から徒歩12分 ●広告有効期限/平成22年5月末日

潮見ヶ丘団地 11区画

■3.3㎡(1坪)単価 **24万円より**



物件概要 ●所在地/松山市吉藤2丁目488番地46ほか ●地目/宅地 ●地域/第1種低層住居専用地域 ●土地面積/198.44㎡~341.54㎡ ●土地価格/1,758万円~2,479万円 ●建ぺい率/50% ●容積率/80% ●総区画数/86区画 ●販売区画/11区画 ●交通/伊予鉄バス停「東長戸」から徒歩7分 ●広告有効期限/平成22年5月末日

事業主
売主



生活協同組合
愛媛県労働者住宅協会
 松山市宮田町132 愛媛県勤労会館2F

愛媛県知事免許(13)第408号

TEL089-943-2673

FAX089-943-2646 <http://www.roju.or.jp/>

愛媛県労住協

検索

第三八九号の正解「フテンマキチ」
 △今治市 中川 純男(四国電力労組西条)
 △今治市 八塚 俊介(四国ガス労組)
 △松山市 渡部 玲子(自治労連愛媛県本部)
 △大洲市 玉井あゆみ(愛媛県職員労組)
 △伊予市 清水としみ(四国労金労組)
 △伊方町 清頭 暁美(清 水 会)
 正解29通より抽選の結果、右の方が当選されました。ささやかですが図書券を送らせていただきます。おめでとうございます。

◎応募方法 ①官製ハガキに解答、自宅の住所、氏名、所属組合名を書いて下さい。
 〒771-0100 松山市宮田町一二五 愛媛労協協会館
 ◎あて先 松山市宮田町一二五 愛媛労協協会館
 ◎締めきり 平成二十二年四月十五日
 ◎発表 平成二十二年五月号

◎応募方法 ①官製ハガキに解答、自宅の住所、氏名、所属組合名を書いて下さい。
 〒771-0100 松山市宮田町一二五 愛媛労協協会館
 ◎あて先 松山市宮田町一二五 愛媛労協協会館
 ◎締めきり 平成二十二年四月十五日
 ◎発表 平成二十二年五月号

ヒント:なし

①	②	③	④	⑤	ワ
⑥					ー
⑦			⑧		ク
		⑨	⑩		・
⑪				⑫	ライ
			⑬	⑭	フ
⑮				⑯	

問題 二重枠の六文字を使って言葉を作ってください。

クイズ